

羽田空港の再拡張事業と国際化に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二十年九月二十五日

参議院議長江田五月殿

牧山ひろえ



## 羽田空港の再拡張事業と国際化に関する質問主意書

羽田空港の再拡張事業と国際化に関して、以下質問する。

一 國土交通省は羽田空港の第四滑走路供用開始に伴い、国際線枠について深夜早朝の時間帯を中心発着回数を三万回増やし、合計六万回にすると表明した。このことについては評価できる。

しかしながら、この国際線枠についてはまだ不十分であるとの意見があることは周知の事実であり、さらには昼間に国際線枠を増やすべきであるとの声も多い。

また、就航路線については、少なくともASEAN諸国を含むアジア・太平洋地域の主要都市をカバーするなど真の国際化を果たせるよう拡大すべきであると考える。

我が国の国際航空網の競争力を強化する観点からも、羽田空港の国際化には更なる増便枠が必要であると考えるが、政府としての認識を具体的に示されたい。

二 本年四月二十一日の参議院決算委員会において、国土交通大臣は神奈川口構想について「京浜臨海部基盤施設検討会において同連絡路のルート、その構造等について幅広く検討を重ねているところ」と答弁しているが、本件に関しては未だに具体的な進捗が見られていないのが現状であると考える。

我が国と、高い経済成長を続けているアジア諸国との連携強化の観点からも、国際航空網の強化とそれを支える国内のインフラ網整備が急務であると考える。

従つて、国土交通大臣の答弁に基づき国土交通省が主体となり、神奈川口構想の早期実現に向け事業着手時期を明示すべきであると考えるが、政府としての認識を示されたい。

右質問する。